

暮らしの法律ナビ

No.36

生活保護制度の見直しについて

生活保護制度は国が国民の生活を保障する最後の砦です。厚生労働省は今年8月から2015年まで生活保護費のうち日常生活に必要な生活扶助費を段階的に減額する事を決めました。これは生活保護を受けていない低所得者との均衡から為されたものです。そして昨今、生活保護費の不正受給問題が注目された影響だと思われますが生活保護法改正案が作成されました。この改正案の一部をご紹介します。**①**生活保護の申請には申請書及び関係書類の提出が必要。→□頭の申請が認められていましたが書類提出が必須とされました。国民に書類提出責任を課し書類不提出により保護を受けられず被害をこうむつて

も国民の自己責任になり市役所等が免責される事になります。**②**生活保護利用者の扶養義務者に対する調査→市役所等は保護を利用する者の親や子供、兄弟姉妹に対して収入や資産状況の報告を請求し銀行や雇主に資料や文書提出を請求することができます。その他詳細は厚生労働省HPに公開されています。皆様この改正案をどう思われますか？

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050

tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>